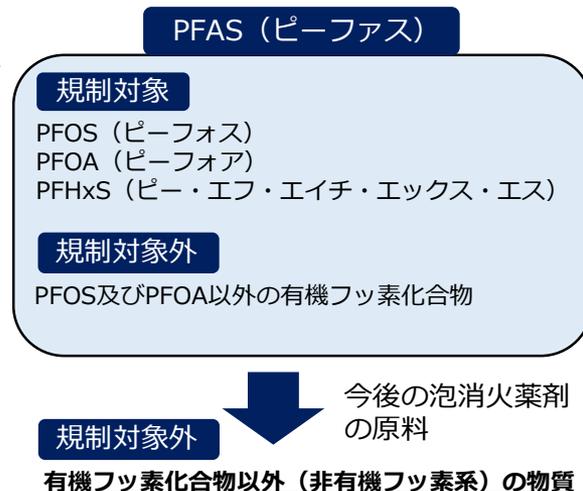


1. 概要

- ・有機フッ素化合物（PFAS）のうち、PFOS・PFOA・PFHxSは、『化学物資の審査及び整合等の規制に関する法律』により製造・輸入等が原則禁止
- ・防衛省・自衛隊が保有する泡消火薬剤のうち、**PFOSを含む泡消火薬剤は、令和6年9月末までに、全ての自衛隊施設において交換・処分を完了**
- ・**PFOAを含む泡消火薬剤は、一部の自衛隊施設において保有中（約3万L）**
- ・なお、PFHxSを含む泡消火薬剤は自衛隊では保有していない
- ・将来、PFOS・PFOA以外の有機フッ素化合物が規制対象となる可能性もあるため、**今後、防衛省・自衛隊が保有する泡消火薬剤は、段階的に非有機フッ素系泡消火薬剤に交換又は水消火設備へ移行**することとする



2. 今後の処理計画

(1) 対象施設：日米地位協定に基づき使用している米軍施設・区域（2-4-(a)施設）（10施設）

対象薬剤：PFOAを含む泡消火薬剤及びその他の有機フッ素系泡消火薬剤

目標期限：**令和10年（2028年）度末**までに処理（→非フッ素系薬剤又は水消火設備へ移行）

(2) 対象施設：上記（1）以外の自衛隊施設

対象薬剤：PFOAを含む泡消火薬剤

目標期限：**令和13年（2031年）度末**までに処理（→非フッ素系薬剤又は水消火設備へ移行）

（※備考：対象となる自衛隊施設は27施設）

→その他の有機フッ素系泡消火薬剤を保有する自衛隊施設については、PFOAを含む泡消火薬剤等の処理状況を踏まえ、処理期限を検討する